

保護者各位

むつ市立第三田名部小学校

校長 工藤 貴史

## 各種保険加入の確認について（お願い）

若葉の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では児童の事故・災害等に備えて、下記の給付制度に加入を勧めております。（②、③の内容については、別紙資料をご覧ください。）

つきましては、加入の有無を確認するため、下記の各種保険加入確認フォームを5月7日（木）までに入力して下さるようお願いいたします。

なお、負担金等の納入については、諸会費と併せて口座引落または現金納入希望届を提出している家庭には、納入袋を配付いたします。

記

★本校では、下表①～③の保険に加入を勧めています。【任意加入】

保険の種類	給付対象	給付額	申請手続き等
① 日本スポーツ振興センター 【負担金 460 円】	* 学校管理下でのけが・病気（食中毒・熱中症等含） * 登下校中も含む * 医療費総額が5,000 円以上。 * 3割負担の場合、窓口支払1,500 円以上（薬代含む）。	* 療養費の4割 例) 窓口で1,500 円支払った場合、2,000 円の給付	学 校
② 教育奉謝金 【掛金 100 円】	* 病気で5日以上入院、継続10日以上欠席。 * 風水雪害、地震、火災	* 傷病見舞金 6,000 円 * 災害見舞金 10,000 円～15,000 円	学 校
③ PTA 安全互助会 （加入条件：PTA 加入者であること） 【会費 1,100 円】	【児童】 * 学校管理下外でのけが * 賠償事故 * 登下校中も含む ----- 【PTA 会員】 * PTA 行事等参加時のけが	* 通院日額 1,000 円 * 入院日額 1,500 円 （治療期間8日以上が対象） ----- * 通院日額 700 円 * 入院日額 1,200 円	事故発生通知は学校で行い、その後は保険会社と保護者間で手続きをする。

【納入月】5月の諸会費：③ 7月の諸会費：①②（就学援助費対象者（6月中旬頃決定）は免除されるため）

## 各種保険加入確認フォーム

・①日本スポーツ振興センターについては同意書を提出している場合は加入とし、

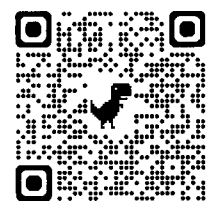
負担金を納めていただきますので、フォームでの確認はございません。

②教育奉謝金及び③PTA安全互助会（※PTA会員のみ加入可）

についてフォームでご回答ください。

・複数の児童が在籍している場合は恐れ入りますが児童ごとにご回答ください。

・フォームでの回答が難しい場合はお手数ですが学校担当へご連絡ください。



締切 5月7日（木）

担当 事務 沢尻 祐子

TEL 22-1267

# 教育奉謝金の拠出にご協力お願いします

一般財団法人青森県教育厚生会では、県内の各学校と保護者の皆様のご理解をいただき教育奉謝金を募集しています。

この制度は長年にわたって教育関係職員及び児童、生徒の福祉の増進を目的に実施しており、教育関係職員及び児童、生徒から拠出いただいた教育奉謝金を財源に、見舞金や弔慰金を給付しています。また、大阪城公園にある教育塔には、教育に関する殉職者、殉難者が祀られており、毎年10月下旬に行われる合葬慰霊祭(教育祭)に遺族が参列される際には協力もしています。

拠出は任意ですが、この制度の趣旨にご賛同のうえご協力くださるようお願いいたします。

## 1. 教育奉謝金 児童及び生徒 一人100円

※ 拠出いただいた児童・生徒が給付対象となります。

※ 要保護家庭及び準要保護家庭(基準は各自自治体による)、または同等の対象となる世帯の児童・生徒からの拠出は不要ですが、基準どおり給付します。

## 2. 給付金額と給付基準

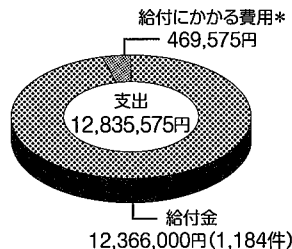
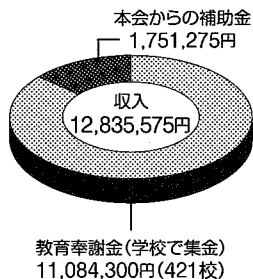
区分	給付額	給付基準
傷病見舞金 ※	基本	6,000円 5日以上入院、又は継続して10日以上欠席
	加算	6,000円 継続して20日以上欠席
	長期加算	5,000円 継続して30日以上欠席
災害見舞金	風水雪害・地震等	10,000円 ・居宅又は家財の5分の1以上の損壊又は焼失
	火災	15,000円 ・居宅の床上浸水又は消防冠水
弔慰金	—	50,000円 死亡したとき

※欠席には休学を含みます。

※傷病名に関わらず同一対象者への給付は年度内2回までとします。

※前年度から継続して欠席している場合、前年度分の申請となります。

〈2024年度収支状況〉 決算が確定している2024年度でお知らせしています。



【\*費用は、振込手数料、郵送料、広報費等です。  
人件費等その他の制度運営の費用は本会で負担しています。】



マスコットキャラクター  
きずなちゃん

# 青森県PTA安全互助会

青森県PTA安全互助会は、児童・生徒及び保護者や教職員・賛助会員等に対する安全・安心の確保及び福祉の増進に寄与することをねらいとして活動しています。

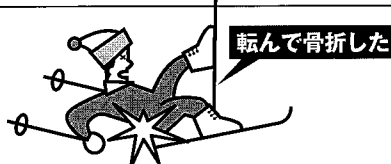

その活動は、児童・生徒の学校管理下外における傷害事故・賠償事故並びにPTA会員が諸PTA活動中に被った傷害事故・賠償事故に対する総合的な補償です。その他に、各都市連合PTAが取組む子ども達の安全・安心の確保に向けた活動への助成を行っています。

**本会の会費及び補償の概要は右記のとおりです。**



- ・安全互助会会費… 児童・生徒 1 名につき年会費 1,100 円です。
- ・加入方法… 各学校 PTA を単位として、加入していただきます。
- ・保険期間… 4 月 1 日から 1 年間
- ・請求方法… 学校に用紙(事故発生通知書)がありますので、学校を通して提出ください。(裏面をご覧ください。)

## 1. 補償の対象

### ①児童・生徒の補償 (授業中・学校行事は補償できません)

傷害事故	<p>学校外(家庭内等)でおきたケガに対し補償します。</p> <p>〈例〉 ◇自宅で遊んでいるうち、ポットを倒しヤケドした。 ◇路上で遊んでいて、急な飛び出しをして自動車にはねられた。 ◇スキーをしていて転倒し、骨折をした。 ※登下校中の事故でも、安全互助会で補償します。(但し天災は除く)</p>	
賠償事故	<p>児童・生徒が他人の身体や物に損害を与え法的な責任を負った場合、その賠償を補償します。但し、相手にも過失がある場合には本人の過失分についてのみ補償します。</p> <p>〈例〉 ◇児童・生徒が自転車で誤って幼児をはねてケガをさせた。 ◇児童・生徒がキャッチボールで隣家のガラスを破損させた。 ◇児童・生徒が自転車で誤って駐車場の車にキズをつけた。</p>	

### ②PTA(会員)の補償

傷害事故	<p>PTA 会員が PTA 行事に参加している時におきたケガに対し補償します。</p> <p>〈例〉 ◇PTA のバレーボール大会で、高くジャンプしたところアキレス腱を切った。 ◇PTA の労力奉仕活動中ケガをした。</p>	
賠償事故	<p>PTA 行事を主催する PTA 側のミスで事故がおき、PTA が法律上の賠償責任を負った場合の賠償を補償します。</p> <p>〈例〉 ◇野球大会で、他人から借りてきたバットを折ってしまった。 ◇PTA の催し物の看板の固定が悪く風で倒れ、そばにいた父母が負傷した。</p>	

## 2. 給付内容(補償額)

		給付金	備考
児童・生徒の傷害 ( )はPTA行事に参加中の傷害	死亡・後遺傷害	140万円 (240万円)	●入院治療 180 日限度、通院 90 日限度 ●事故日から治療終了まで 8 日以上が対象です。 ●手術保険金 ●死亡は、事故発生日から 180 日以内に死亡された場合に限り、死亡保険金は、法律に従い法廷相続人に支払われます。
	入院日額	1,500円 (2,700円)	
	通院日額	1,000円 (1,700円)	
PTA 会員 1 日目から給付になります	死亡・後遺傷害	100万円	●PTA 主催・共催の諸行事で受傷した場合の傷害事故
	入院日額	1,200円	
	通院日額	700円	
PTA の賠償事故	対人賠償 1 名 1 事故	3,000万円 3 億円 自己負担額 5 千円	●PTA 主催行事の管理責任による賠償事故
	対物賠償 1 事故	200万円 自己負担額 5 千円	
	借用物 1 事故 期間中	10万円 500万円 自己負担額 5 千円	
児童・生徒の賠償事故 1 事故		300万円	●被害者に支払う賠償金や訴訟になった場合の費用等

# 児童・生徒の傷害事故、賠償事故の補償について

## 傷害事故

学校管理下外（家庭内等）でおきたケガに対し、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

●次の理由により生じた傷害に対しては補償されません。 ※

野球肘、テニス肘、オスグットなどのスポーツ傷害、熱中症、低温やけど、疲労骨折、腱鞘炎、成長痛、自覚症状しかない「むちうち症」「腰痛」等。

※「急激」とは、事故の発生が緩慢ではなく突発的で、傷害までの過程が直接的で時間的間隔のないこと。

「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。事故の発生が偶然であるか、結果の発生が偶然であるか、原因・結果とも偶然であるかが問われます。

「外来」とは、傷害の原因が受傷者の身体の外からの作用によることをいいます。

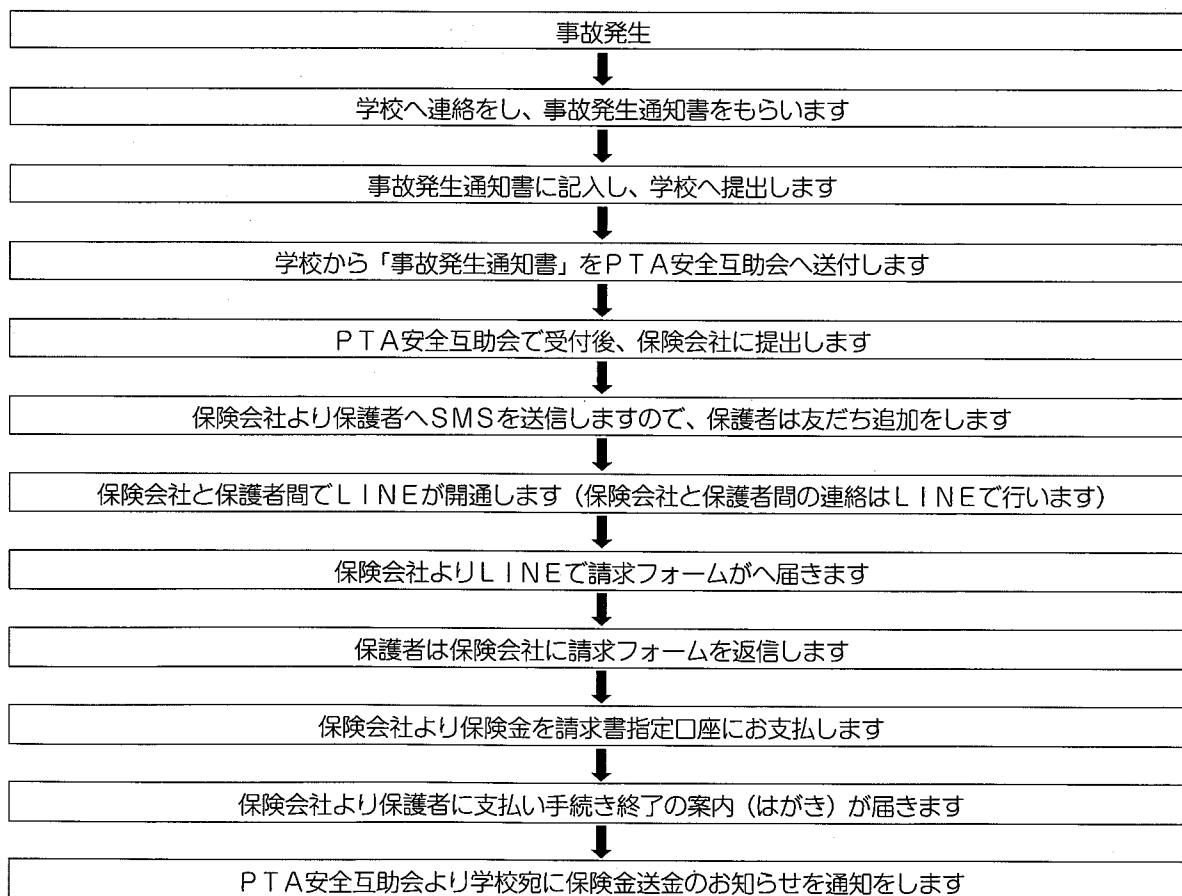
## 賠償事故

児童・生徒が他人の身体や物に損害を与え、法的な責任を負った場合、その賠償を補償します。

次の理由により生じた賠償に対しては補償されません。

- ①故意に起因する賠償責任
- ②同居の親族に対する賠償責任
- ③他人から借りたり預かったりした物を壊したり、失くしてしまった場合
- ④運動中（スポーツ）の賠償責任

## 保険金請求の流れ



◇基本的にLINEでの手続きになります。LINEが繋がらない場合は、損保ジャパンの担当者より保護者の方へ電話連絡があります。（050～の番号で発信されます）